

## 御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会 規約

平成21年10月26日施行

平成23年 7月27日一部改正

平成26年 3月10日一部改正

平成27年 2月23日一部改正

平成30年 3月 2日一部改正

### (趣旨)

第1条 この規約は、「御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会」(以下「検討会」という。)の設置について必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 この検討会は、御嶽山の噴火に起因する土砂災害を軽減するため、砂防部局(国土交通省中部地方整備局 多治見砂防国道事務所・長野県・岐阜県)が緊急時対策(ハード・ソフト)を迅速かつ効果的に実施するとともに、平常時からの準備事項を定めるために御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画の検討を実施するものである。

### (検討会)

第3条 検討会は、2条の目的を達成するため、次の検討を行う。

- 一、「御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定
- 二、「御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の改訂

### (検討会構成)

第4条 検討会は、別表-1の検討会の構成員で構成する。

2. 検討会に座長を置くこととし、検討会構成員の互選によりこれを定める。
3. 検討会の座長は、検討会を代表し、検討会の招集、運営と進行を統括する。
4. 検討会の行政機関構成員が出席できない場合には、当該構成員が指名する者を代理出席させることができる。
5. 検討会は、検討会の構成員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。
6. 「御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定及び改定は出席者の2分の1以上の同意を得てこれを行う。

### (幹事会)

第5条 検討会が策定する計画をP D C Aサイクルにより適宜見直すときの技術的検討を行うため、また、計画にそって平常時からの対策準備や訓練及び連携を進めて地域全体の減災力を高めていくことを目的として、検討会の下位に「御嶽

山火山噴火緊急減災対策砂防計画幹事会」を設置する。

(公開)

第6条 検討会の公開は、傍聴を認めることにより行うものとする。

2. 特段の理由がある場合は、検討会の判断により非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、中部地方整備局 多治見砂防国道事務所 砂防調査課に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、検討会の出席者総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会に諮って定める。

附則

(施行期日) この規約は、平成21年10月26日より施行する。

## 御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会 名簿

平成30年3月2日

組織	役職	氏名
信州大学 農学部 森林科学科	教授	平松 晋也
信州大学 理学部 地球学コース	特任教授	三宅 康幸
岐阜大学	名誉教授	木村 正信
北海道大学 大学院 農学研究院 流域砂防学研究室	教授	山田 孝
名古屋大学 大学院 環境学研究所	教授	山岡 耕春
京都大学 防災研究所 流域災害研究センター 穂高砂防観測所	准教授	堤 大三
公益財団法人 地震予知総合研究振興会 東濃地震科学研究所	副首席 主任研究員	木股 文昭
国立研究開発法人 土木研究所 土砂管理研究グループ 火山・土石流チーム	上席研究員	水野 正樹
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 活断層・火山研究部門	主任研究員	及川 輝樹
王滝村 総務課	総務課長	
木曽町	副町長	
高山市	副市長	
下呂市	副市長	
長野県 危機管理部 危機管理防災課	課長	
長野県 建設部 砂防課	課長	
長野県 林務部 森林づくり推進課	課長	
長野県 環境部 自然保護課	課長	
長野県 木曽地域振興局	局長	
長野県 木曽建設事務所	所長	
岐阜県 危機管理部 防災課 山岳遭難・火山対策室	室長	
岐阜県 県土整備部 砂防課	課長	
岐阜県 林政部 治山課	課長	
岐阜県 飛騨県事務所	所長	
岐阜県 高山土木事務所	所長	
岐阜県 下呂土木事務所	所長	
岐阜県 飛騨農林事務所	所長	
岐阜県 下呂農林事務所	所長	
国土地理院 関東地方測量部	次長	
国土地理院 中部地方測量部	次長	
気象庁 地震火山部 火山課 火山監視・警報センター	センター長	
気象庁 長野地方気象台	防災管理官	
気象庁 岐阜地方気象台	防災管理官	
林野庁 中部森林管理局 木曽森林管理署	署長	
林野庁 中部森林管理局 岐阜森林管理署	署長	
林野庁 中部森林管理局 飛騨森林管理署	署長	
国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川計画課	課長	
国土交通省 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所	所長	

※氏名の変更、組織改編による組織名・役職名の変更、は、規約改正の対象としない。

# 御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画幹事会 規約

平成27年7月29日施行  
平成30年3月2日一部改正

(名称)

第1条 本規約は、「御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画幹事会」(以下「幹事会」という。)の設置について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 幹事会は、御嶽山火山噴火緊急減災対策に関する情報を集約・共有し、平常時からの対策準備や訓練及び連携を進め、適宜「御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を見直すことにより、地域全体の減災力を高めていくこと、火山噴火時の緊急時対策(ハード・ソフト)の実効性を向上することを目的として設置する。

(検討事項)

第3条 幹事会は、前条の目的を達成するため、次の検討を行う。

- 一. 「御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の見直し(案)の検討
- 二. 御嶽山火山噴火緊急減災対策に関する情報を御嶽山火山防災協議会等の組織等の間においての集約・共有

(幹事会)

第4条 幹事会は、別表-1の幹事会の構成員で構成する。

2. 幹事長は検討会座長を兼務する。
3. 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会の招集、運営と進行を統括する。
4. 幹事会の行政機関構成員が出席できない場合には、当該構成員が指名する者を代理出席させることができる。
5. 幹事会は、第3条の検討事項に応じて、構成員のコアメンバーを別表-2のとおり選定する。なお、必要に応じて、幹事長又は構成員からの提案によりコアメンバーの変更は可能とする。
6. 幹事会は、検討会から付議された議題及び幹事会独自に必要性があると判断した議題について、十分に考慮した検討を行い、とりまとめられた検討結果を「御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会」(以下「検討会」という。)に諮り了承を得るものとする。

(事務局)

第5条 幹事会の事務局は中部地方整備局 多治見砂防国道事務所 砂防調査課に置く。

(運営)

第6条 幹事会の運営は事務局が行う。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、検討会の議決を得てこれを行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、検討会に諮って定める。

附則

(施行期日) この規約は、平成27年7月29日より施行する。

## 御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画幹事会 名簿

平成30年3月2日

組織	役職	氏名
信州大学 農学部 森林科学科	教授	平松 晋也
信州大学 理学部 地球学コース	特任教授	三宅 康幸
岐阜大学	名誉教授	木村 正信
北海道大学 大学院 農学研究院 流域砂防学研究室	教授	山田 孝
名古屋大学 大学院 環境学研究所	教授	山岡 耕春
京都大学 防災研究所 流域災害研究センター 穂高砂防観測所	准教授	堤 大三
公益財団法人 地震予知総合研究振興会 東濃地震科学研究所	副首席 主任研究員	木股 文昭
国立研究開発法人 土木研究所 土砂管理研究グループ 火山・土石流チーム	上席研究員	水野 正樹
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 活断層・火山研究部門	主任研究員	及川 輝樹
王滝村 総務課	課長	
木曾町 総務課	課長	
高山市 総務部 危機管理課	課長	
下呂市 市長公室 危機管理課	課長	
長野県 危機管理部 危機管理防災課	課長補佐	
長野県 建設部 砂防課	課長補佐 兼 調査管理係長	
長野県 林務部 森林づくり推進課	課長補佐	
長野県 環境部 自然保護課	主事	
長野県 木曾地域振興局 総務管理課	課長	
長野県 木曾地域振興局 林務課	課長	
長野県 木曾建設事務所 整備・建築課	課長	
岐阜県 危機管理部 防災課 山岳遭難・火山対策室	課長補佐	
岐阜県 県土整備部 砂防課	砂防保全係 係長	
岐阜県 林政部 治山課	課長補佐	
岐阜県 飛騨県事務所	副所長 兼 振興防災課長	
岐阜県 高山土木事務所 河川砂防課	課長	
岐阜県 下呂土木事務所 河川砂防課	課長	
岐阜県 飛騨農林事務所 森林保全課	課長	
岐阜県 下呂農林事務所 林業課	課長	
国土地理院 関東地方測量部 防災課	課長	
国土地理院 中部地方測量部	防災情報管理官	
気象庁 地震火山部 火山課 火山監視・警報センター	火山防災官	
気象庁 長野地方気象台	火山防災官	
気象庁 岐阜地方気象台	火山防災官	
林野庁 中部森林管理局 木曾森林管理署	総括治山技術官	
林野庁 中部森林管理局 岐阜森林管理署	総括治山技術官	
林野庁 中部森林管理局 飛騨森林管理署	総括治山技術官	
国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川計画課	課長補佐	
国土交通省 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所	副所長	

※氏名の変更、組織改編による組織名・役職名の変更は、規約改正の対象としない。